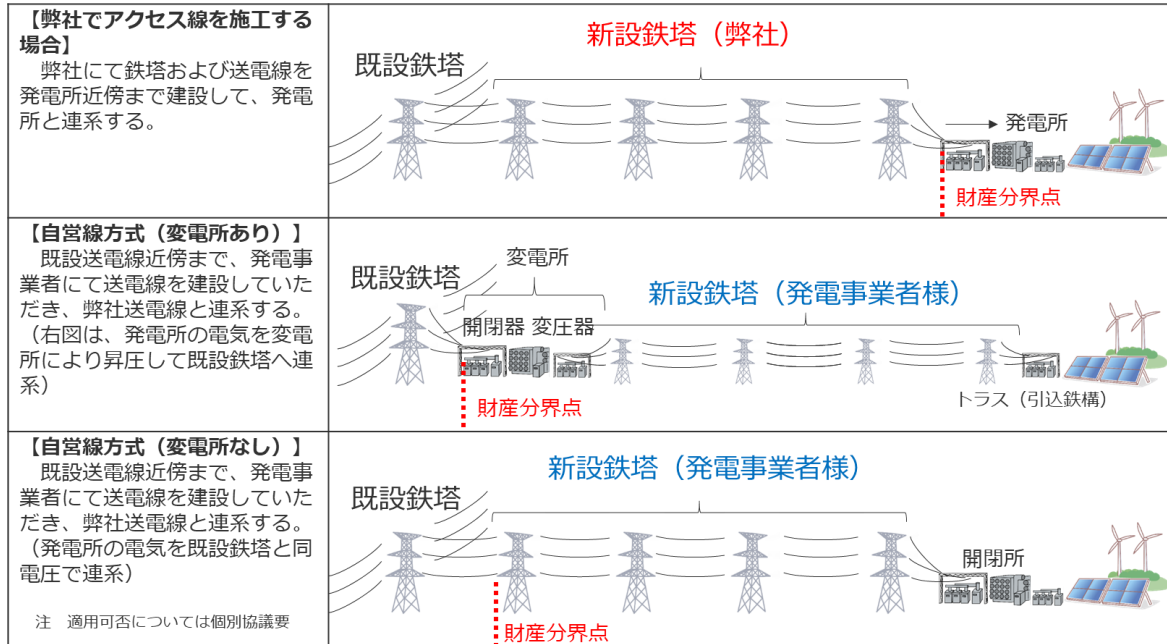


特別高圧発電設備のアクセス線の自営線方式について

アクセス線※は、弊社で施工および所有する方式の他に、発電事業者さまが施工および所有する自営線方式があります。弊社が、受電地点周辺の地域状況等から、自営線を採用いただくべきエリアと判断した場合は、原則自営線方式の採用を前提に協議させていただきます。

※ 系統連系希望者が送電系統に連系するための送電線

1 自営線方式について【弊社アクセス線と自営線方式それぞれの連系イメージ】



2 自営線方式のメリット

- ・弊社でアクセス線を施工するよりも工事費が安価となる場合があります。
- ・弊社でアクセス線を施工するよりも工期が短縮できる場合があります。

3 自営線方式のデメリット

- ・発電設備から受電地点までの自営線等の設備は発電事業者さまの所有設備となります。そのため、設備の建設・維持・管理は発電事業者さまにて実施いただきます。

4 自営線方式採用にあたっての留意事項

- ・自営線方式採用の場合には、接続検討申込書等の申込内容の技術要件への適合等も含め、詳細を協議させていただきます。
- ・発電事業者さまの設備故障時の影響を限定するため、受電地点へ開閉器（遮断器）の設置を基本とします。受電地点へ開閉器（遮断器）を設置しない自営線方式を希望される場合は、その適用可否等を協議させていただきます。
- ・弊社送電線等の設備は、設置する地域状況や過去の故障実績を踏まえた仕様を採用しています。自営線方式採用の場合にも電力系統の供給信頼度に影響を与えないよう、同等の仕様の採用等を協議させていただきます。
- ・自営線方式採用の場合には、用地手配等について、弊社用地担当部署と協議をお願いします。協議の際には、送電線等の設備の建設に係る法令手続きに関する助言等をさせていただきます。

以上